

IV 暗号資産

5 暗号資産交換業者からの暗号資産(ネム) 流出事案における暗号資産送信義務 (積極)

片岡義広

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地判令4・4・27 平30第(ワ)5899号 仮想通貨送信等請求事件 2022WLJCA04278001

●——事実の概要

1 本件は、平成30年1月26日、コインチェック社(Yc)に何者かが不正アクセスして仮想通貨(注)NEM(ネム)が大量に外部に流出した事件(「本件事故」という)に係る訴訟である。

(注) 本件事故は、CCR12号63頁⑧事件、同69頁⑨事件と同一の事故に係る事件であり、その稿もご参照。なお、現行法では「暗号資産」であるが、事件当時の判決の「仮想通貨」の表記による。

2 Ycは、仮想通貨交換業者、Ymは、その取締役及び監査役であり(以下併せてYと表記)、Xは、Ycの仮想通貨に係る利用契約に基づく利用登録をして取引口座を設け、仮想通貨等の取引を行っていた者である。なお、原告Xには、仮想通貨NEM保有者(Xnと表記)とそれ以外の仮想通貨保有者とがある。

3 Ycは、本件事故に伴い、次の措置を採った。

① 平成30年1月26日、全ての仮想通貨の取扱いと日本円の出金を約定に基づき一時停止した。

② その後、日本円の出金サービス、NEM以外の仮想通貨の送信サービスを順次再開し、同年6月7日、NEMの送信及び売却サービスを再開した。

③ Ycは、NEM保有者に対する日本円で返金する補償方針を公表し、同年3月12日、流出したNEMに代えて1XEM(NEMの単位)当たり88,549円の金銭補償を行った。

なお、以下NEMの数量を表示するときは、XEMの表記による。

4 原告の請求

<主位的請求>

(1) Xn(ネム保有原告)のYcに対する請求
各XnのNEM現在保有残高のXEMのXn指定送信先アドレスへの送信請求

(2) XnのYcに対する(代償)請求
上記(1)の強制執行不奏功を停止条件とするXnのXEM現在保有残高に15,0941円を乗じた損害賠償金及び遅延損害金請求

(3) XnのYmに対する(代償)請求
上記(2)の連帯債務の請求

(4) XのYに対する請求
X保有の各仮想通貨の取引停止時の価額と各仮想通貨の取引再開時の価額(XEMの口

頭弁論終結時の取引価額は15.0941円）の差額に当時の各仮想通貨の保有残高を乗じた損害賠償金及び遅延損害金請求

＜（上記(1)の請求に対する）予備的請求＞

XnのYに対する各Xnの（取引停止時の）XEMの時価額の損害賠償金及び遅延損害金（連帯債務）請求

●——判旨

上記(1)の請求認容、上記(2)及び(3)の請求却下、その余の請求棄却

1 XnのNEMの送信請求（請求(1)）（争点1）

(1) Ycの送信義務について

本件規約は、登録ユーザーがYcに対し、その管理する仮想通貨につき、送信先を指定して送信を要求することができることと定めていることに照らせば、Ycは、その指図に従って、指定された送信先にNEMを移転（送信）する義務（送信義務）を負う。

(2) Ycの抗弁

ア Ycの送信義務の消滅の主張について

(Ycの主張) NEM保有の顧客に対し相当額の日本円を給付することにより、送信義務を消滅させることができる旨の合意（本件補償合意）を前提とし、補償措置が実施されたことから、送信義務が消滅した。

(判旨) 本件規約は、①被告会社Ycが外部からのハッキングを受けた場合におけるサービスの停止については定めているものの、本件補償合意を内容とする明示的な定めはないこと、②一時的にNEMの送信に応じないものとしても、本件サービスの再開を予定されていたこと、③本件サービス再開後、NEMを市場から調達して請求に応じて送信することは可能であったこと、④相当額の補償をし

ても、NEMの保有を希望する顧客に換金を強制し、価格上昇による利益獲得の機会を奪うものであること、⑤給付を受けた日本円をもってNEMを再調達するには相当の手続による負担を課すものであることから、送信義務が消滅したとのYcの主張（抗弁）は認められない。(送信請求を認容)

イ Ycの権利濫用の主張について

(Ycの主張) ①XnがYcから相当額の補償を受けており、保有していた以上のNEMを市場から購入することが可能であること、②Xnの請求に応じることは顧客間の不公平又は顧客全体の不利益を生じることから、Xnの請求は権利濫用である。

(判旨) 本件補償は、YcがXnとの合意に基づかずに一方的に行ったものにすぎず、法的性質が明らかでない金銭の一方的な給付により、その権利行使を妨げられない。

ウ 強制履行請求の利益がないとの主張について

(Ycの主張) YcがXnにNEMの取引価格を上回る補償金を給付済みであるので、XnはYc以外の取引所等においてNEMを再調達することができるから強制履行を求める利益がない。

(判旨) 上記イと同様の権利行使を妨げられないとして、この主張を退けた。

2 ネムの送信請求に係る代償請求の可否（請求(2)）（争点2）

(Ycの主張) Xnの上記(1)の送信請求の強制執行不奏功を停止条件とする送信義務の債務不履行による損害賠償請求権につき、

①民事訴訟法135条の将来給付の訴えとして（本代償請求の）訴訟要件がある。

②間接強制金の執行が請求異議の訴えで取り消された場合に執行不奏功となることから停

止条件が成就しうる。

（判旨）①送信請求に対応する被告会社（Yc）の送信義務は、他の者が代わりに履行することができない作為を内容とするものといえるから、強制執行は、間接強制の方法によることになるというべきである（それ以外に方法がないことに争いはない）。間接強制は、執行裁判所が債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法によって行われるものであるところ、間接強制決定の効力が存続中は債務の履行に向けられた心理強制の作用は継続するから、その履行不能を観念することは困難である。そうすると、その停止条件が成就することは想定し難く、あらかじめその請求をする必要があるということから、将来給付の訴えとしての訴訟要件を欠いて不適法である。

②間接強制金の執行が請求異議の訴えにより取り消されることが制度上ありうるものとしても、Xnの主張が請求異議の事由として何を想定しているのかは明らかでなく、間接強制の執行が取り消された場合に、直ちに損害賠償請求権が発生すると考えることは困難である。（Ycに対する代償請求の訴えを却下）

また、XnのYmに対する上記(3)の会社法429条1項に基づく（代償請求権としての）損害賠償請求権（将来給付の訴え）については、上記2と同様に、停止条件が成就することは想定し難いこと、既に退任した役員に対し法律上当然に執行不奏功の損害賠償請求権を取得することはないことから、訴訟要件を欠く。（代償請求の訴えを却下）

3 履行遅滞について（請求(4)）（争点3）

(1) 本件規約は、被告会社Ycの資産がハッキングその他の方法により盗難された場合に

は、本件サービスの利用の全部又は一部を停止することができる旨を定めていることから、その停止期間中において、Ycは各仮想通貨の送信義務を負わず、又はその履行を拒絶することができる。（請求棄却）

(2) Xの消費者契約法8条1項1号による一時停止を定める規約の無効主張について（争点3関係）

同法8条1項1号は、事業者の債務不履行責任の全部を免除する条項を無効とするものであるところ、Ycは債務不履行を構成するものでない。（請求棄却）

4 Ycの管理体制構築義務違反の主張について（請求（4））（争点4）

Xnは、Ycが①コールドウォレットによる保管をしていなかったこと、②マルチシグの設定をしていなかったこと、③本人確認や不正送信検知等の不正アクセスの遮断等の仕組みを構築していなかったこと管理体制構築義務違反を主張した。

判旨は、①及び②について、当時からかかる措置が一般的でなかったこと、③について、かかる措置を構築していたとしても本件停止措置を回避できたということではできなかったとして、請求を棄却した。

5 Ymの損害賠償責任（請求(3)及び(4)）（争点5）

上記4でYcに管理体制構築義務違反がないことから、これを前提とするYcの役員であるYmに対する請求を棄却した。

6 送信義務の履行不能による損害賠償請求（予備的請求）（争点7）

NEMの送信請求権は、Ycが管理する特定のNEMの送信を求めるものではなく、その

数量をもって指定された仮想通貨の送信を目的とするものであり、種類債権に類する性質を有するものであるから、他からNEMを調達して送信請求に応ずることは可能であったから、社会通念上不能になったということはいえない。（請求棄却）

7 なお、争点6は、Xの損害の発生と損害額であるが、他の争点との関係で判断の必要がないと考えられるため、当裁判所のこの点についての判示はない。

●——研究

①請求(1)の送信請求を認容した点につき反対し、②将来の代償請求(2)及び(3)を却下し、③その余の請求を棄却した点については賛成する。

ただし、代償請求の点についての論理には疑問がある。

1 本件訴訟と別件訴訟

本件訴訟の本件事故と同一の事件に係る別件の集団訴訟判決として、東京地判令3.6.25、同3.8.24（CCR12号63頁⑧事件及び69頁⑧事件があり、これらも併せて参照されたい）がある。

本件訴訟は、当事者も多数で、かつ、争点・論点が民事訴訟法及び民事執行法に係る点を含め多数あるため、本稿では、本件判決に特有の論点を中心に言及する。

2 仮想通貨の送信請求について

(1) 請求原因の問題点 本件判決は、請求(1)のNEMの送信請求を認容したが、送信請求権の請求原因の記述にも問題がある。

すなわち、本件は、原告（Xn）が訴訟物

を保管に係るNEMの契約上の送信債務とした事実であるところ、送信債務は、原告の送信請求があって初めてその時に発生するものである。送信請求の訴えを提起している以上は、訴えの提起をもってその時点でこの請求をしたと認定することはできるが、この判決によれば、事前に送信請求をした原告としていない原告があるようである。本判決は、送信債務の発生原因事実である各原告の送信請求の事実及び時期を明確に意識して判示していない点も問題である。この点を除き、請求原因で送信債務の成立を認めた点についての異論はない。

(2) 結論の不当性 しかし、被告Ycの抗弁に照らし、抗弁を認めず送信請求を認容した結論は不当と考える。

この判決の判示によれば、Xnは、Ycの提供した1XEM当たり88.549円の補償金を受領しており、それを返却したとの判示はない。この金額は、取引一時停止時の104.34円等に及ばないとしても、Xnの訴え提起時又は事前の請求による送信債務成立後である本件口頭弁論終結時の15.09641円よりはるかに高い。本判決中でも補償金額を「当時のNEMの取引価格に沿った相当な金額」としており、Xnが送信請求をする前の流出当時の金額ではなく、各原告が送信請求をした時点での金額を対象とするのでなければ論理的ではない。

そして、1WEM当たり88円余の受領済み補償金の返還すなわちその金額の金員の支払との引換給付の結論でなければ、Xnは、補償金と仮想通貨の二重取りであり、判決は、著しく不当な結果となっている。

(3) 被告Ycの権利濫用の抗弁の検討 本判決は、Ycの主張を「補償合意」による補償金の支払による送信義務の消滅と整理してお

り、そうすると確かに補償合意は認めることはできず、この点は正しい。

しかし、この補償がXnの合意がなく一方的になされたものであるとしても、補償金はYcの送信又は保管義務に代替するものであり、Xnがこれを受領した上でその返還をなさず、更に当該仮想通貨の送信を求めることは権利濫用にも該当すると考えられる。

なお、権利濫用の抗弁は、原則として「権利阻止」の抗弁にとどまるが、信義則違反については、「権利阻止」、「権利障害」又は「権利消滅」の抗弁でありうる。仮想通貨の送信請求時の価格を上回る補償金を受領し、その返還の意思が無い以上は、信義則上、仮想通貨の送信に替わる補償金を容認したものとして、送信請求権の消滅の抗弁になりうるものとする。ちなみに、補償金の88円余を返還して、口頭弁論終結時の15円余の価値しかないNEMの送信を受けることはおよそ原告の意思ではないと考えられる。

よって、補償金に係る抗弁を認めず送信請求を無条件で認容した判決の結論については大いに疑問がある。

(4) Ycの強制履行請求の利益が無い旨の主張 かかる争点も適示されているが、この点は、次に述べる代償請求の論理の混乱から派生した法律上意味のない主張と考えられる。

3 強制執行不奏功を停止条件とする代償請求について

Xnは、NEMの送信請求の強制執行の不奏功を停止条件とする将来給付の訴えも併せ行った。本判決は、執行不能を観念することが困難で、将来給付の訴えの訴訟要件を欠くものとして訴えを却下した。結論について異論はないが、以下のとおりその論理には問題がある。

(1) 間接強制のみならず授權決定による代替執行ができることについて

本判決は、送信請求に対応するYcの送信義務は他の者が代わりに履行することができない作為を内容とするものであるから、強制執行は間接強制によることになる旨、そして、Xnも間接強制以外の強制執行の方法がないことを争っていない旨を判示する。

しかしながら、本判決は、他方で「Xnの送信請求権は、Ycが管理する特定のNEMの送信を求めるものではなく、数量をもって指定されたNEMの送信を目的とするものであり、種類債権に類する性質を有するもの」と正解している。したがって、本件送信請求は、執行裁判所から執行官に対する授權決定を得て代替執行（民事執行法171条1項1号）が可能な作為債務に係る債権である。

よって、請求(2)や(3)にいう強制執行の不奏功という停止条件は法律上観念する余地がなく、将来請求の必要性を欠くことが明らかであり、かかる理由で訴えを却下するべきものであったと考えられる。

(2) 仮想通貨の強制執行の方法について

仮想通貨の保有形態には、①ブロックチェーンに記録された仮想通貨自体の直接保有と、②仮想通貨交換業者を通じた間接保有とがある。その強制執行の方法については、次のとおりとなる。

(a) 直接保有の仮想通貨の強制執行

ブロックチェーンに記録された仮想通貨自体の強制執行は、秘密鍵を執行債務者から教えられない限りは、本判決もいうとおり間接強制（民事執行法172条1項）によるほかない。

(b) 仮想通貨交換業者を通じた間接保有の仮想通貨の強制執行

他方、仮想通貨交換業者を通じた間接保有形態については、消費寄託に準じる債権債務

関係である。したがって、いわば現金に対する執行ではなく、預金債権についての執行に類する。ただ、この場合、その債権（訴訟物）をどう構成するかについて、次のような構成を考えることができる。

- ① 仮想通貨の保管請求権又は返還請求権の確認請求
- ② 自己又は第三者の仮想通貨口座（当該仮想通貨交換業者のものとの他の業者のものとも考えられる）への仮想通貨の送信請求
- ③ 債務不履行に基づく一定時点の仮想通貨相当額の損害賠償請求

上記①の確認請求は、強制執行をすることができないが、仮想通貨交換業者は金融庁の監督を受ける登録業者であり、確認判決が確定すれば任意の履行が期待できるであろう。

上記②の債権は、為す債務の作為請求権であるが、先に述べたとおり、仮想通貨の保管契約は種類物に準じるものであるから、授權決定を得て代替執行が可能である（同法171条1項1号）。

上記③は、金銭債権であるから、通常金銭債権執行（同法第2章第2節43条以下）の方法によることになる。

なお、上記（b）は法制度すなわち法解釈の問題であって、裁判所の専権事項である。したがって、他に強制執行の方法がないことについて、事実の問題であるかのように、当事者間に争いが無い旨の判示にも問題がある。

（c） 仮想通貨の強制執行の文献

仮想通貨の強制執行についての論稿及び裁判例については、年代順に以下のもの等がある。

- ①拙稿「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金法1998号（2014）28頁、
- ②高松志直「電子マネーおよび仮想通貨に対する強制執行」金法

- 2067号（2017）50頁、
 - ③藤井裕子「仮想通貨等に関する返還請求権の債権差押え」金法2079号（2017）6頁、
 - ④柳原悠輝「仮想通貨に関する強制執行」金法2123号（2019）13頁、
 - ⑤拙稿「暗号資産のパスワード盗用事例における損害の負担（東京地判令2・3・2）」法学セミナー増刊速報判例解説」（2021）55頁
- （3） 請求異議訴訟が問題にならないことについて

なお、Xnは、間接強制による間接強制金の執行が請求異議の訴えにより取り消されることを執行不奏功の場合として主張し、本判決は、何を想定しているか不明であり、Ycに対する損害賠償請求権の発生を考えることが困難であるとして、将来給付の訴えの必要性の訴訟要件を欠くとした。

請求異議の訴えは、請求という実体権の障害又は消滅に係る事由に基づくものであるから、本件で言えば、送信請求権自体の発生障害、権利消滅又は権利阻止事由に基づくものである。送信請求の発生障害事由の存在は、送信請求の主張と矛盾するものであり、他方、口頭弁論終結後の権利消滅及び権利阻止事由は、判決の効力が及ぶ問題ではなく、執行ができなくなることは当然のことである。

よって、請求異議の訴えで間接強制決定が取り消されることを停止条件とすること自体が主張自体失当で却下されるべきものである。

4 おわりに

本判決は、結論及び論理に大いに問題があるが、様々な論点を提供した点で検討に値するものとして取り上げた次第である。

なお、本判決に対しては、控訴がなされた。